

大和市告示第199号

大和市農業振興対策補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年12月1日

大和市長 古谷田 力

大和市農業振興対策補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市農業振興対策補助金交付要綱（平成20年大和市告示第63号）の一部を次のように改正する。

第6条中「、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金」を削り、「については」を「にあっては、」に改める。

別表第1やまとふれあいの里レンゲまつり事業補助金の項中「「やまとふれあいの里レンゲまつり実施要領」に基づくもの」を「要領に基づく事業」に改め、同表環境保全型農業支援補助金の項採択基準の欄中「同要綱」を「環境保全型農業直接支払交付金実施要綱」に改め、同表被災農業者向け経営体育成支援事業補助金の項を削り、同表多面的機能発揮推進補助金の項中「、同要綱」を「、多面的機能支払交付金実施要綱」に改め、同表農業人材力強化総合支援事業補助金の項補助対象の欄第1項中「経営発展支援事業補助金」を「経営発展支援事業（通常枠）」に、「別記1第5、2」を「別記1第5—1、2」に改め、同欄に次の1項を加える。

3 世代交代・初期投資促進事業（初期投資促進タイプ）については、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）別記2第5Ⅱ2に掲げる要件を満たす事業に要する経費

別表第1農業人材力強化総合支援事業補助金の項採択基準の欄第1項中「経営発展支援事業補助金」を「経営発展支援事業（通常枠）」に、「同要綱別記1第5、1」を「新規就農者育成総合対策実施要綱別記1第5—1、1」に改め、同欄第2項中「同要綱」を「新規就農者育成総合対策実施要綱」に改め、同欄に次の1項を加える。

3 世代交代・初期投資促進事業（初期投資促進タイプ）については、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱別記2第5Ⅱ1に規定する交付対象者であること。

別表第2被災農業者向け経営体育成支援事業補助金の項を削り、同表多面的機能発揮推進補助金の項中「同要綱」を「多面的機能支払交付金実施要綱」に改め、同表農業人材力強化総合支援事業補助金の項補助金の交付額の欄第1項中「経営発展支援事業補助金」を「経営発展支援事業（通常枠）」に、「別記1第5、3」を「別記1第5—1、3」に改め、同欄第2項中「同要綱」を「新規就農者育成総合対策実施要綱」に改め、同欄に次の1項を加える。

3 世代交代・初期投資促進事業（初期投資促進タイプ）については、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱別記2第5Ⅱ3の規定の例により算出された額とする。

別表第2農業人材力強化総合支援事業補助金の項申請書添付書類の欄第1項中「経営発展支援事業補助金」を「経営発展支援事業（通常枠）」に、「同要綱」を「新規就農者育成総合対策実施要綱」に改め、同欄第2項中「同要綱」を「新規就農者育成総合対策実施要綱」に改め、同欄に次の1項を加える。

3 世代交代・初期投資促進事業（初期投資促進タイプ）については、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱別記2第6に規定する初期投資促進事業計画等

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公表の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後に申請する補助金について適用し、施行日前に申請した補助金については、なお従前の例による。

3 施行日前にこの要綱による改正前の大和市農業振興対策補助金交付要綱の規定により交付した被災農業者向け経営体成支援事業補助金に係る返還及び書類の保存については、なお従前の例による。